

首都圏さんりく大船渡人会 慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は首都圏さんりく大船渡人会（以下「大船渡人会」という。）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

(慶弔金)

第2条 大船渡人会の役員（原則として名簿掲載者）に慶弔の機会があった場合はそれぞれ次の各号の慶弔金等を贈る。

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| (1) 慶賀金 | 本人 | 1万円 |
| (2) 弔慰金 | 三役経験者 | 1万円、供花、弔電 |
| | それ以外の役員 | 1万円、弔電 |

(適用範囲)

第3条 慶弔金の適用範囲は三役会で決める。

(報告義務)

第4条 慶弔金の支出は拡大幹事会および会計の収支決算書で報告すること。

附則

1. この規定は平成29年7月1日より施行する。